## 鹿児島市 令和3年度介護保険制度改正等説明資料

## 短期入所生活介護 一 個別資料 一

1. 令和3年度介護報酬改定における改定事項について

・・・1ページ

2. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

・・・24ページ

- 3. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入 居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制 定に伴う実施上の留意事項について ・・・36ページ
- 4. 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項に ついて ・・・49 ページ
- 5. 介護報酬の算定構造(案)

・・・63ページ

6. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

・・・65ページ

- 今回の資料に使用した「介護報酬の算定構造(案)」は、現段階で国が示した改正(案)です。
- 今回の報酬改定等に関するご質問は、ホームページ掲載の質問票にて 受付けます。(電子メールでのみ受け付けます。)

以上、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

## 3.(1) 短期入所生活介護

## 改定事項

- 〇 短期入所生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑥ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し★
- ⑦ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑨ 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し★
- ⑩ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑪ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ① 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ③ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑭ 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し★
- ⑪ 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和★
- ⑩ 4(2)⑫看護職員の配置基準の見直し★
- ⑪ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止★
- ⑱ 6③基準費用額の見直し★

# 短期入所生活介護 基本報酬

単位数	※単位数はすべて1日あたり
-----	---------------

単独型	現行	改定後	併設型	現行	改定後
要支援 1	466単位	474単位	要支援 1	438単位	446単位
要支援 2	579単位	589単位	要支援 2	545単位	555単位
要介護 1	627単位	638単位	要介護1	586単位	596単位
要介護 2	695単位	707単位	要介護 2	654単位	665単位
要介護 3	765単位	778単位	要介護3	724単位	737単位
要介護 4	833単位	847単位	要介護4	792単位	806単位
要介護 5	900単位	916単位	要介護 5	859単位	874単位

単独型・ユニット型	現行	改定後	併設型・ユニット型	現行	改定後
要支援1	 545単位	555単位	要支援1	514単位	523単位
要支援 2	662単位	674単位	要支援 2	638単位	649単位
要介護1	725単位	738単位	要介護1	684単位	696単位
要介護 2	792単位	806単位	要介護 2	751単位	764単位
要介護3	866単位	881単位	要介護3	824単位	838単位
要介護4	933単位	949単位	要介護4	892単位	908単位
要介護 5	1,000単位	1,017単位	要介護 5	959単位	976単位 <b>1</b>

<u> 17</u>6

# 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

## 概要

○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末 までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

## 1. ③ 災害への地域と連携した対応の強化

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

○ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

# 2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

### 概要

【ア:訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★ イ:ア及び、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護★、短期入所療養介 護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人 保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービス と同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】
  - イ 認知症専門ケア加算(通所介護、地域密着型通所介護においては認知症加算)の算定の要件の一つである、認 知症ケアに関する専門研修(※1)を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師(※ 2)を、加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】

なお、 上記の専門研修については、質を確保しつつ、 e ラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

※1 認知症ケアに関する専門研修

認知症専門ケア加算(I):認知症介護実践リーダー研修

認知症専門ケア加算(Ⅱ):認知症介護指導者養成研修

認知症加算:認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修

、認知症介護実践者研修

※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師

- ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

#### 単位数

アについては、以下のとおり。 イについては、単位数の変更はなし

 $\Rightarrow$ 

<現行>

なし

認知症専門ケア加算(I) 3単位/日(新設)※

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日(新設)※

-※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護(Ⅱ)については、認知症専門ケア加算(Ⅰ)90単位/月、認知症専門ケア加算(Ⅱ)120単位/月

<改定後>

#### 算定要件等

アについては、以下のとおり。 イについては、概要欄のとおり

<認知症専門ケア加算(1)>(※既往要件と同)

- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上
- 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、 20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専 門的な認知症ケアを実施
- 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 <認知症専門ケア加算(Ⅱ)>(※既往要件と同)
  - 認知症専門ケア加算(I)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所 全体の認知症ケアの指導等を実施
  - 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

# 2.(1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

### 概要

【全サービス(介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く)★】

○ 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導を除く)を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。【通知改正】

具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」(平18老振発0331007)別添1について以下の改正を行う。

#### 【現行】

別添1:基本情報調査票(下の表は、夜間対応型訪問介護の例)

事業所名: 事業所番号: (枝番)

#### 基本情報調查票:夜間対応型訪問介護

(20XX年XX月XX日現在)

計画年度	年度	記入年月日	
記入者名		所属•職名	

_								
3	3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項							
衍	従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況							
	事	業所で実施している?	<b>逆業者の資</b>	質向上に向けた研修等の	の実施状況			
	(その内容)							
	実置	桟的な職業能力の評	価·認定制	度である介護プロフェッ	ショナルキャリア段位制	度の取組		
	アセッサー(評価者)の人数							
	段位取得者の人数		レベル2①	レベル2②	レベル3		レベル4	
	人			人	人		人	人
	外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況 [ ] 0. なし・1. あり							

#### 【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、 認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、 受講人数を入力させる

# 2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

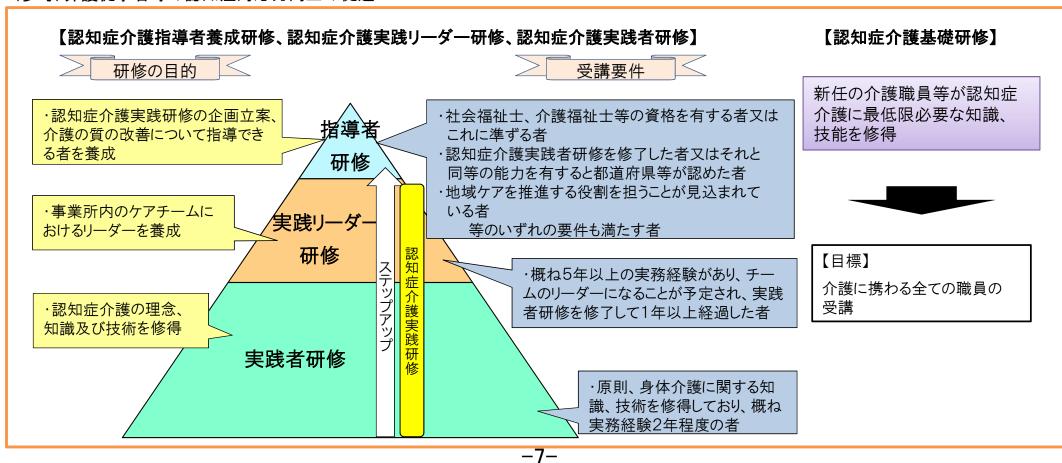
#### 概要

【全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)★】

○ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、 医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること を義務づける。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

#### (参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



**1**2

# 2.(4)① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し

#### 概要

【訪問介護、通所系サービス★、短期入所系サービス★】

○ 通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同の事業所が行うことを条件に、算定可能とする。【通知改正】

この場合、通所系サービス・短期入所系サービス事業所は送迎を行わないことから、通所系サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算を適用し、短期入所系サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できないこととする。

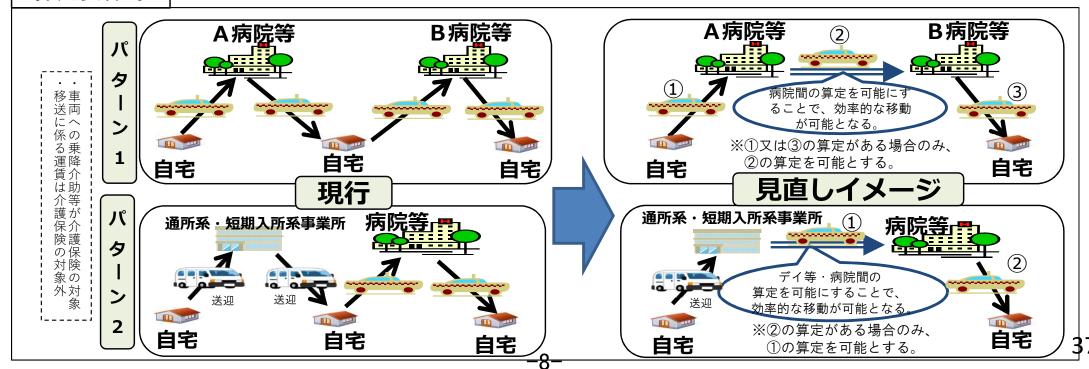
### 単位数

通院等乗降介助

99単位/片道

※今回改定後の単位数

### 算定要件等



# 2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

## 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、 短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

○ 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。【省令改正】

## 基準

○ 個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。

<現行>

おおむね10人以下としなければならない。

<改定後>

- ・原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- ・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

# 2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、 短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

○ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】

## 基準等

○ 個室ユニット型施設における居室の基準(省令)について、以下のとおり見直しを行う。

<現行>

<改定後>

( | )

廃止

ユニットに属さない居室を改修したものについては、 入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室 ⇒ を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じて いても差し支えない。

- 算定告示の見直し(ユニット型介護福祉施設における介護福祉施設サービス費の例)
- ○ユニット型介護福祉施設サービス費
  - ・ユニット型介護福祉施設サービス費(I) ⇒ ・ユニット型介護福祉施設サービス費
  - ・ユニット型介護福祉施設サービス費 (Ⅱ) ⇒ ・経過的ユニット型介護福祉施設サービス費
- ○ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費 ⇒ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費
  - ・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(||)
  - ・ユニット型経過的小規模介護福祉施設 サービス費 (II)

・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 (Ⅱ)

・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費

# 2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具貸与★、居宅介護支援、介護予防支援】

#### 概要

○ 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方 分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象 地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

#### ○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

#### ○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15/100	<u>厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所</u> がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥ 豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由により サービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模 事業所加算	10/100	<u>厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所</u> がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過 疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5 /100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

# 3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

## 概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から見直しを行う。【通知改正】

## 算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、 リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書(リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録)について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

## 3.(1)⑦ リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し

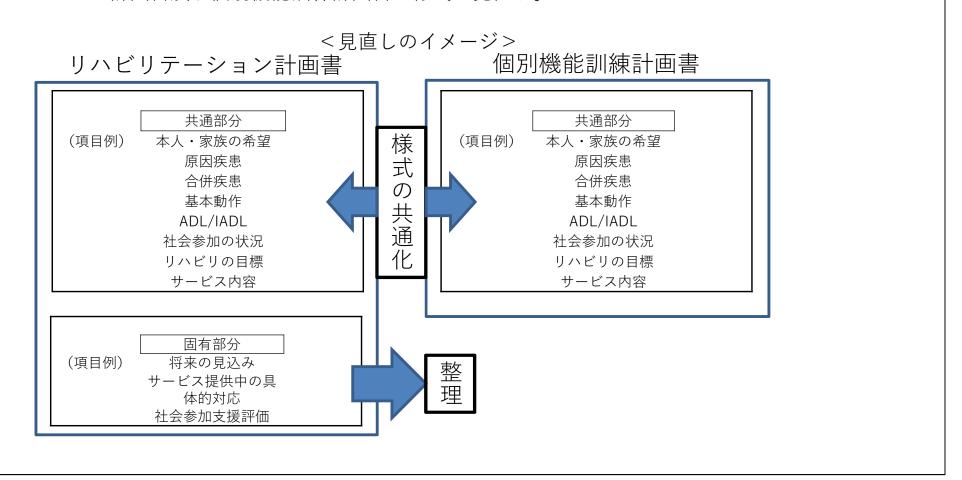
#### 概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★】

○ 業務効率化の観点から、リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の項目の共通化を行うとともに、リ ハビリテーション計画書の固有の項目について、整理簡素化を図る。

## 算定要件等

○ リハビリテーション計画書及び個別機能訓練計画書の様式を見直す。



# 3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

#### 概要

【ア:通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ:訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★】

- 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。
  - ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算(II)について、サービス 提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカ ンファレンスを行う要件に関して、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によ るカンファレンスが効果的であることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては 利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービ ス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明 確化する。【通知改正】
  - ※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算 の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を公表するな どの取組を進める。

# 3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し②

### 単位数(ア)

<現行>

生活機能向上連携加算 200単位/月

<改定後>

⇒ 生活機能向上連携加算(I)100単位/月 (新設) (※3月に1回を限度) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位/月 (現行と同じ) ※(I)と(II)の併算定は不可。

## 算定要件等(ア)

- <生活機能向上連携加算(I)>(新設)
  - 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設 (病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに 限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、 助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
  - 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。
- <生活機能向上連携加算(Ⅱ)>(現行と同じ)
  - 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、 リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心と した半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問 して行う場合に算定。

## 4.(1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

## 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介 護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
  - ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進 されるように見直しを行うこと。【通知改正】
    - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
    - 職員のキャリアアップに資する取組
    - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
    - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
    - 生産性の向上につながる取組
    - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
  - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

# 4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

## 概要

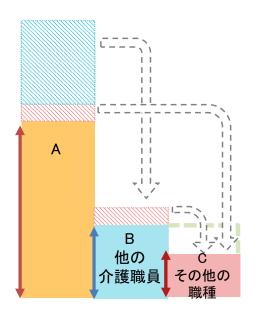
【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
  - ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
  - ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、 「より高くすること」とする。

## 現行

#### 平均賃上げ額が

2以上: 1:0.5以下

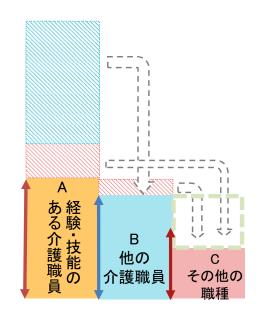




## 改定後 平均賃上げ額が

A > B

1 : 0.5以下



## 4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

### 概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護疾療院】

○ サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

## 単位数•算定要件等

		資格·勤続年数要件		N. II M.	
	加算 I (新たな最上位区分)	加算 Ⅱ (改正前の加算 Ⅰ イ相当)	加算皿(改正前の加算 I ロ、加算 II、加算 II 相当)	単位数	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修 修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ② 勤続7年以上の者が30%以上	(訪問入浴) (夜間訪問) I 44単位/回 I 22単位/回 Ⅱ 36単位/回 Ⅱ 18単位/回 Ⅲ 12単位/回 Ⅲ 6単位/回	
訪問看護 療養通所介護	_	_	<u>(イ) 勤続7年以上の者が30%以上</u> (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上	(訪看・訪リハ) (療養通所) (イ)6単位/回(イ)48単位/月	
訪問リハビリテーション	_	_	<u>(イ) 勤続7年以上の者が1人以上</u> (ロ) 勤続3年以上の者が1人以上	(4)6年位/回(1)48年位/月 (口)3単位/回(口)24単位/月	
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研 修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修 修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ② 常勤職員60%以上 ③ <u>勤続7年以上の者が</u> 30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月	
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 <u>③勤続7年以上の者が</u> 30%以上	I 750単位/月 Ⅱ 640単位/月 Ⅲ 350単位/月	
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	<u>以下のいずれかに該当すること。</u> ① 介護福祉士40%以上 ② <u>勤続7年以上</u> 30%以上	(予防通リハ以外)	
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の 向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ <u>勤続7年以上</u> 30%以上	I 22単位/回(日) II 18単位/回(日) III 6単位/回(日) (予防通リハ)	
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護老人保健施設※、介護医療院※ 介護療養型医療施設※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の 向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ <u>勤続7年以上</u> 30%以上	I 176単位/月 II 144単位/月 III 48単位/月	

(注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができる。

<sup>(</sup>注2)介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年(一部**3年1**0以上勤続職員の割合」である。
-18-

# 4.(2)① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護】

○ 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の夜勤職員配置加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に 関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入 する場合の更なる評価を行う。【告示改正】

#### 単位数

○ 変更なし

※ 指定介護老人福祉施設における夜勤職員配置加算

(1)イ 22単位/日	(1)ロ 13単位/日	(Ⅱ)イ 27単位/日	(Ⅱ)□ 18単位/日
従来型		ユニット型	ユニット型
(入所定員30人以上50人以下) (定員51人以上又は経過的小規模)		(定員30人以上50人以下)	(定員51人以上又は経過的小規模)

## 算定要件等

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。
  - ① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。(現行15%を10%とする。)
  - ② 新たに0.6人配置要件を新設する。

	①現行要件の緩和(0.9人配置要件)	②新設要件(0.6人配置要件)				
最低基準に加えて配置する人員	0.9人(現行維持)	<ul> <li>(ユニット型の場合) 0.6人(新規)</li> <li>(従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整</li> <li>① 人員基準緩和を適用する場合 0.8人(新規)</li> <li>② ①を適用しない場合(利用者数25名以下の場合等) 0.6人(新規)</li> </ul>				
見守り機器の入所者に占める導入割合	10% (緩和:見直し前15%→見直し後10%)	1 0 0 %				
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置 <sup>(現行維持)</sup>	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること(※)				

②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

#### ※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

117

## 4.(2)② 見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

○ 介護老人福祉施設等の夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する 実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICT を導入する場合の従来型における夜間の人員配置基準を緩和する。【告示改正】

#### 算定要件等

※併設型短期入所生活介護(従来型)も同様の改定

○ 介護老人福祉施設(従来型)の夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制 の変更が生じないよう配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換 算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上(利用者数が61人以上の場合は常時 2 人以上)配置することとする。

	現 行						
	利用者数25以下	1人以上					
	利用者数26~60	2人以上					
	利用者数61~80	3人以上					
配置	利用者数81~100	4人以上					
人員数	利用者数101以上	4 に、利用者の数が 100を超えて25又はそ の端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上					

		見直し	案
		利用者数25以下	1人以上
		利用者数26~60	<u>1.6人</u> 以上
		利用者数61~80	<u>2.4人</u> 以上
$\Rightarrow$	配置	利用者数81~100	<u>3.2人</u> 以上
	人員数	利用者数101以上	3.2に、利用者の数が 100を超えて25又はそ の端数を増すごとに <u>0.8</u> を加えて得た数以上

#### (要件)

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること(※)

#### ※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施
- 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、 夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケア の質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

118

## 4.(2)位 看護職員の配置基準の見直し

### 概要

【短期入所生活介護★】

○ (介護予防)短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員の確保が困難な状況がある中で、 地域において人材を有効活用しながら医療的ケアを行う体制の充実を図る観点から、見直しを行う。【省令改正、 通知改正】

## 基準 • 算定要件等

- 看護職員の配置が必須ではない単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所について、看護職員を配置しなかった場合であっても、医療的ケアの必要な利用者への対応の充実を図るため、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること(当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること)を求めることとする。
- 看護職員の常勤1名以上の配置が求められている併設型かつ定員20人以上の事業所について、類型・定員により必要とされる医療的ケアに差はないことを踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所と同様の人員配置とする。

	現行	改定後		
単独型·併設型共通	・介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上			
単独型 併設型·定員19名以下	・配置規定なし	・看護職員を配置しなかった場合でも、利用者の状態像に応じて必要がある場合 には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切		
併設型·定員20名以上	・常勤で配置	な連携により確保すること。(当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス 提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけること ができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。)		

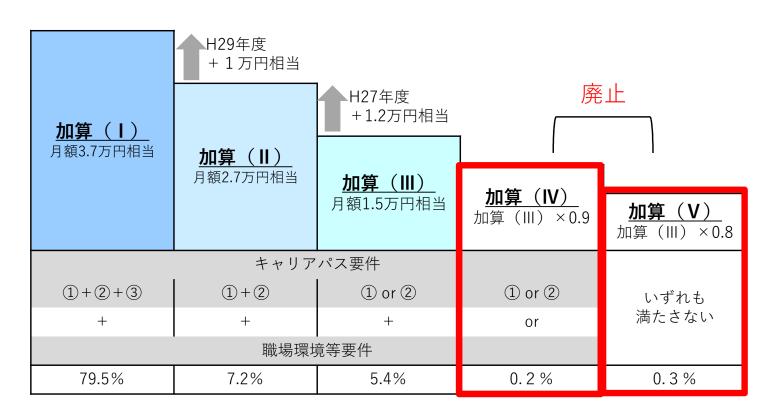
# 5.(1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

#### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。そ の際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設け ることとする。【告示改正】





#### <キャリアパス要件>

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

#### <職場環境等要件>

○ 賃金改善を除く、職場環境等の改善

# 6. ③ 基準費用額の見直し

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

○ 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保 険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。 【告示改正】

#### 基準費用額(食費)(日額)

<現行>

<改定後>※令和3年8月施行

1, 392円/日

 $\Rightarrow$ 

基準費用額

1,445円/日(+53円)

《参考:現行の仕組み》 ※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定

負担軽減の対象となる者

有担限度額 (利用者負担)

基準額

⇒食費·居住費の提供に必要な額 補足給付

⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

	利用者負担段階	主な対象者	
•	第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市 町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金 等が単身で 1,000万円
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、 年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	(夫婦で 2,000万円) 以下
,	第3段階	·世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	以下
	第4段階	·世帯に課税者がいる者 ·市町村民税本人課税者	

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

#### 《参考:現行の基準費用額(食費のみ)》

	基準費用額	負担限度額 (日額(月額))		
	(日額(月額))	第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円(4.2万円)	300円(0.9万円)	390円(1.2万円)	650円(2.0万円)

-23-

# ○厚生労働省告示第七十三号

介 護 保 険 法 平 成 九 年 法律 第百二十三号)の 規定に基づき、 指定居宅サービ スに 要する費用 の額  $\mathcal{O}$ 

算 定に . 関 する 基準: · 等  $\mathcal{O}$ 部を改正する告示を次 のように定め る。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

指 定 居 宅サ ピ ス に 要する 費 用  $\mathcal{O}$ 額 0 算定 に 関する基 準 · 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す Ź 告示

指 定居宅 サー ピ ス に 要する費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 関 す Ź 基 準  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 改 正

第 条 指定 居宅 サ ピ スに 要する費用  $\mathcal{O}$ 額 の算定に 関する基 準 (平成十二年厚生省告示第十九号)

の一部を次の表のように改正する。

価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

#### ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場 合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる 所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算 を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

22単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(3) サービス提供体制強化加算(11)

6 単位

#### へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、 指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲 げる区分に従い、<u>令和6年3月31日までの間</u>、次に掲げる単 位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の 加算は算定しない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

(削る)

(削る)

ト (略)

8 短期入所生活介護費(1日につき)

厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末日が属する年度の 次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

#### ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場 合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる 所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算 を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

#### へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、 指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲 げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)につ いては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲 げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるい ずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるそ の他の加算は算定しない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数

ト (略)

8 短期入所生活介護費(1日につき)

1	1	> /→ Hu → →	ı
イ 短期入所生活介護費		イ 短期入所生活介護費	
(1) 単独型短期入所生活介護費		(1) 単独型短期入所生活介護費	
(一) 単独型短期入所生活介護費(I)		(→) 単独型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	638単位	a 要介護 1	627単位
b 要介護 2	707単位	b 要介護 2	695単位
c 要介護 3	778単位	c 要介護 3	765単位
d 要介護 4	847単位	d 要介護 4	833単位
e 要介護 5	916単位	e 要介護 5	900単位
□ 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)		□ 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	638単位	a 要介護 1	627単位
b 要介護 2	707単位	b 要介護 2	695単位
c 要介護 3	778単位	c 要介護 3	765単位
d 要介護 4	847単位	d 要介護 4	833単位
e 要介護 5	916単位	e 要介護 5	900単位
(2) 併設型短期入所生活介護費		(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(I)		(→) 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	596単位	a 要介護 1	586単位
b 要介護 2	665単位	b 要介護 2	654単位
c 要介護 3	737単位	c 要介護 3	724単位
d 要介護 4	806単位	d 要介護 4	792単位
e 要介護 5	874単位	e 要介護 5	859単位
□ 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)		□ 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	596単位	a 要介護 1	586単位
b 要介護 2	665単位	b 要介護 2	654単位
c 要介護 3	737単位	c 要介護 3	724単位
d 要介護 4	806単位	d 要介護 4	792単位
e 要介護 5	874単位	e 要介護 5	859単位
ロ ユニット型短期入所生活介護費		ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費		(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
一 単独型ユニット型短期入所生活介護費		(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	738単位	a 要介護 1	725単位

	806単位		要介護:	b
	881単位		要介護:	С
	949単位		要介護。	d
	1,017単位		要介護	e
(	1	型ユニット型短期入所生活介護費	経過的単独	$(\Box)$
	738単位		要介護	a
	806単位		要介護:	b
	881単位		要介護:	С
	949単位		要介護	d
	<u>1,017単位</u>		要介護:	e
(2)		卜型短期入所生活介護費	設型ユニッ	(2) 併
(		ット型短期入所生活介護費	併設型ユニ	( <del>)</del>
	696単位		要介護	a
	764単位		要介護:	b
	838単位		要介護:	С
	908単位		要介護。	d
	976単位		要介護	е
(	<del>-</del>	型ユニット型短期入所生活介護費		()
	696単位		要介護	a
	764単位		要介護:	b
	838単位		要介護:	С
	908単位		要介護	d
	976単位		要介護	е
注			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	注1~
		働大臣が定める基準に適合してい	• •	
		事に届け出た指定短期入所生活介		
		との連携により、利用者の身体の	• • •	
	<u>-</u> 場合には <u>、</u>	つ、個別機能訓練計画を作成した	を行い、た	価

当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急

性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除

き3月に1回を限度として、1月につき、口については1

b	要介護 2	792単位
С	要介護 3	866単位
d	要介護4	933単位
е	要介護5	1,000単位
()	単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a	要介護1	725単位
b	要介護 2	792単位
С	要介護 3	866単位
d	要介護 4	933単位
е	要介護 5	<u>1,000単位</u>
) 併	設型ユニット型短期入所生活介護費	
( <del>)</del>	併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a	要介護 1	<u>684単位</u>
b	要介護 2	<u>751単位</u>
С	要介護 3	824単位
d	要介護 4	892単位
е	要介護 5	959単位
()	併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a	要介護 1	684単位
b	要介護 2	751単位
С	要介護 3	824単位
d	要介護 4	892単位
е	要介護 5	959単位
€1~	4 (略)	

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ 生活機能向上連携加算(I)

100単位

□ 生活機能向上連携加算(II)

200単位

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士 、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん 摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びき ゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資 格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機 能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下こ の注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置 しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121 条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業 所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入 所生活介護事業所にあっては、利用者の数及び同条第2項 の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法( 昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護者 人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第 4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計 数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期 入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職 務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ 、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤 換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する 常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注7に おいて同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置し ているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所 (新設)

(新設)

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士 、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん 摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びき ゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資 格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機 能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下こ の注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置 しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121 条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業 所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入 所生活介護事業所にあっては、利用者の数及び同条第2項 の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法( 昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老 人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第 4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計 数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期 入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職 務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ 、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤 換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する 常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注5及 び注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以 上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定 生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

 $7 \sim 15$  (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ~ホ (略)

へ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利 用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基 準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を 加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定してい る場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

22単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位

(削る)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短 期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従 い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単 短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を 所定単位数に加算する。

 $7 \sim 15$  (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ~ホ (略)

へ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利 用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基 準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を 加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定してい る場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(3) サービス提供体制強化加算(I)

6 単位 6 単位

(4) サービス提供体制強化加算(II)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短 期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従 い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に 位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定し ない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

(削る)

(削る)

チ (略)

- 9 短期入所療養介護費
- イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費
    - → 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)
      - a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	752単位
ii	要介護 2	799単位
iii	要介護 3	861単位
iv	要介護 4	914単位
V	要介護 5	966単位
b /	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	794単位

 i
 要介護 1
 794単位

 ii
 要介護 2
 867単位

 iii
 要介護 3
 930単位

 iv
 要介護 4
 988単位

 v
 要介護 5
 1,044単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i	要介護 1	827単位
ii	要介護 2	876単位
iii	要介護3	939単位
iv	要介護 4	991単位

<u>厚生労働大臣が定める期日までの間)</u>、次に掲げる単位数を 所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算 を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

- (4) 介護職員処遇改善加算(W) (3)により算定した単位数の10 0分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数

チ (略)

- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
    - (1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費
      - → 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)
        - a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

	i	要介護 1	<u>755単位</u>
	ii	要介護 2	801単位
	iii	要介護 3	862単位
	iv	要介護 4	914単位
	v	要介護 5	965単位
b		介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	

i要介護 1797単位ii要介護 2868単位iii要介護 3930単位iv要介護 4986単位

v 要介護 5 <u>1,041</u>単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i要介護 1829単位ii要介護 2877単位iii要介護 3938単位iv要介護 4989単位

(指定介護予防サー ビスに要する費用 の額の算定に関する基準 の 一 部改正)

第百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

第十六条

指定介護予防サー

ビスに要する費用

 $\bigcirc$ 

額の算定に関する基準

(平成十八年厚生労働省告示

- 269 -

け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>ヌ</u>までにより算 定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>ヌ</u>までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数
- 6 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)
- イ 介護予防短期入所生活介護費
  - (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費
    - ─ 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a	要支援 1	474単位
b	要支援2	589単位

□ 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a要支援 1474単位b要支援 2589単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

─ 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

 a 要支援1
 446単位

 b 要支援2
 555単位

□ 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

 a 要支援 1
 446単位

 b 要支援 2
 555単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

→ 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a要支援 1555単位b要支援 2674単位

け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>チ</u>までにより算 定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>チ</u>までにより算 定した単位数の1000分の17に相当する単位数
- 6 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)
- イ 介護予防短期入所生活介護費
  - (1) 单独型介護予防短期入所生活介護費
    - → 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a	要支援1	466単位
b	要支援 2	<u>579単位</u>

□ 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a要支援 1466単位b要支援 2579単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

─ 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

a要支援 1438単位b要支援 2545単位

□ 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)

a要支援 1438単位b要支援 2545単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

- (1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費
  - → 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a要支援 1545単位b要支援 2662単位

□ 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a 要支援1

555単位

b 要支援2

674単位 b

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a 要支援1

523単位

b 要支援2

649単位

□ 経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a 要支援1

523単位

b 要支援2

649単位

注 1~4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、口については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、イは算定せず、口は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

<u>イ</u> 生活機能向上連携加算(I)

100単位

<u>口</u> 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

200単位

6 · 7 (略)

8 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200

□ 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援1

545単位

b 要支援2

662単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

─ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1

514単位

b 要支援2

638単位

□ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1

514単位

b 要支援2

 $注 1 \sim 4$  (略)

638単位

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

6 • 7 (略)

8 医師が、認知症<u>(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)</u>の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用

単位を所定単位数に加算する。

#### $9 \sim 11$ (略)

12 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用 を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注6 の規定による届出については、指定施設サービス等介護給 付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当 する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注 6の規定による届出があったものとみなす。

13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業 所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行っ た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲 げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの 加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加 算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

22単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

(削る)

#### へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し 、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準 を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

#### $9 \sim 11$ (略)

12 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業 所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行っ た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲 げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの 加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加 算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ

12単位 6 単位

(3) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u> (4) サービス提供体制強化加算(III)

6 単位

#### へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け 出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し 、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準 に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げ る単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいず れかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその 他の加算は算定しない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

(削る)

(削る)

ト (略)

7 介護予防短期入所療養介護費

- イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - (1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
    - ─ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)
      - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1

577単位

ii 要支援 2 721単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1

619単位

ii 要支援 2 762単位

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1

610単位

ii 要支援 2

768単位

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(w)

i 要支援1

658単位

ii 要支援 2

817単位

□ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1

581単位

ii 要支援 2

725単位

に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5) については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次 に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ るいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

- (4) 介護職員処遇改善加算(W) (3)により算定した単位数の10 0分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の10 0分の80に相当する単位数

ト (略)

- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
    - (1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
      - ─ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)
        - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1

580単位 721単位

ii 要支援 2

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) 621単位

i 要支援 1

762単位

ii 要支援 2

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1

613単位 768単位

ii 要支援 2

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(N)

i 要支援1

660単位

ii 要支援 2

816単位

- □ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
  - a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1

584単位

ii 要支援 2

725単位

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)(抄)

新

#### 第1 (略)

第2 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護 費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表

#### 1 通則

(1)・(2) (略)

(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

①~③ (略)

④ 都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市の市長。3の(6) = c 及びd、7の(8)④及び⑤を除き、以下同じ。)は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。

⑤ (略)

(4) 常勤換算方法による職員数の算定方法等について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び② のとおりとすること。

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30

#### 第1 (略)

第2 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護 費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表

旧

# 1 通則

(1) • (2) (略)

(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

①~③ (略)

④ 都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市の市長。3の(6)ーc、7の(8)⑤を除き、以下同じ。)は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。

⑤ (略)

(4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている 常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置 又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

- (5) (略)
- (6) 夜勤体制による減算について

①~③ (略)

④ <u>夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。</u>

また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合において は、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の 職員の勤務時間数の合計を 16 で除して得た数が、小数部分の数以上と なるように職員を配置することとする。

なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を 配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わ ず、連続する時間帯である必要はない。当該夜勤時間帯において最も配 置が必要である時間に充てるよう努めることとする。

⑤ (略)

(新設)

- (5) (略)
- (6) 夜勤体制による減算について ①~③ (略)

(新設)

④ (略)

 $(7)\sim(9)$  (略)

(削る)

(10) 文書の取扱いについて

訪問通所サービス通知の第2の1の(9)を準用する。

- 2 短期入所生活介護費
- (1) (2) (略)
- (3) 併設事業所について
  - ① (略)
  - ② 併設事業所における所定単位数の算定(職員の配置数の算定)並びに 人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、 本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、
    - イ 指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下 (3)並びに(8)、(10)、(12)及び(19)において同じ。)の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数70人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数20人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費(I) (3:1の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で30人であり、必要な夜勤を行う職員の数は4人であること。

なお、ユニット型同士が併設する場合は、指定介護老人福祉施設の ユニット数と短期入所生活介護事業所のユニット数を合算した上で、 夜勤職員の配置数を算定すること。例えば、3ユニットの指定介護老 人福祉施設に、1ユニットの短期入所生活介護事業所が併設されてい る場合は、2のユニットごとに夜勤職員を1人以上配置することが必 要であることから、必要な夜勤職員数は2人であること。

また、ユニット型とユニット型以外が併設されている場合は、利用者の処遇に支障がなく(災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる等)、夜勤職員一人あたりの指定介護老人福祉施設の入所者数と短

 $(7)\sim(9)$  (略)

(10) 栄養管理について

短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院においては、栄養士が、各利用者の年齢等に応じて適切な栄養量及び内容の食事提供を行う体制を整備し、各利用者の栄養状態にあった栄養管理を行うこと。 (新設)

- 2 短期入所生活介護費
- (1) (2) (略)
- (3) 併設事業所について
  - ① (略)
  - ② 併設事業所における所定単位数の算定(職員の配置数の算定)並びに 人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、 本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、
    - イ 指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下 (3)並びに(8)、(10)、(12)及び(18)において同じ。)の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数70人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数20人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費(I) (3:1の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で30人であり、必要な夜勤を行う職員の数は4人であること。

なお、ユニット型同士が併設する場合は、指定介護老人福祉施設のユニット数と短期入所生活介護事業所のユニット数を合算した上で、 夜勤職員の配置数を算定すること。例えば、3ユニットの指定介護老 人福祉施設に、1ユニットの短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、2のユニットごとに夜勤職員を1人以上配置することが必要であることから、必要な夜勤職員数は2人であること。

また、ユニット型とユニット型以外が併設されている場合は、利用者の処遇に支障がなく(災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる等)、夜勤職員一人あたりの指定介護老人福祉施設の入所者数と短

期入所生活介護事業所の利用者数の合計が20人以下である場合には、 指定介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所の夜勤職員の兼務が 認められるものであること。例えば、3ユニットで入居者数29人のユニット型指定介護老人福祉施設に、利用者数3人の多床室の短期入所 生活介護事業所が併設されている場合は、必要な夜勤職員数は二人で あること。

口 (略)

③ 併設事業所における看護職員配置については、指定介護老人福祉施設として必要な看護職員の数の算定根拠となる「入所者数」には、短期入所生活介護の利用者数は含めない。すなわち、必要な看護職員数の算定については、指定介護老人福祉施設と、併設する短期入所生活介護事業所のそれぞれについて、区別して行うものとする。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が50人、併設する短期入所生活介護の利用者が10人である場合、当該指定介護老人福祉施設に配置すべき看護職員の数は、入所者50人以下の場合の基準が適用され、常勤換算で2人以上となり、当該短期入所生活介護事業所については、看護職員の配置は義務ではない。

 $(4)\sim(6)$  (略)

- (7) 生活機能向上連携加算について
  - 生活機能向上連携加算(I)
    - イ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下この(7)において同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(7)において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

期入所生活介護事業所の利用者数の合計が20人以下である場合には、 指定介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所の夜勤職員の兼務が 認められるものであること。例えば、3ユニットで入居者数29人のユニット型指定介護老人福祉施設に、利用者数3人の多床室の短期入所 生活介護事業所が併設されている場合は、必要な夜勤職員数は二人で あること。

口 (略)

③ 併設事業所における看護職員配置については、指定介護老人福祉施設として必要な看護職員の数の算定根拠となる「入所者数」には、短期入所生活介護の利用者数は含めない。すなわち、必要な看護職員数の算定については、指定介護老人福祉施設と、併設する短期入所生活介護事業所のそれぞれについて、区別して行うものとする。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が 50 人、併設する短期入所生活介護の利用者が10人である場合、当該指定介護老人福祉施設に配置すべき看護職員の数は、入所者 50 人以下の場合の基準が適用され、常勤換算で2人以上となり、当該短期入所生活介護事業所については、看護職員の配置は義務ではない。なお、併設の指定短期入所生活介護事業所の定員が 20 人以上の場合には、短期入所生活介護事業所において看護職員を1名以上常勤で配置しなければならないことに留意する。

 $(4)\sim(6)$  (略)

- (7) 生活機能向上連携加算について (新設)
  - ① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(7)において「理学療法士等」という。)が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

- この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」と は、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行ってい る病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若 しくは介護医療院であること。
- □ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする。
- 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。
- 三 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。 (削る)

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、 診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院 若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介 護医療院であること。

- ② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施 方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又は その家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏 まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階 的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とす ること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計 画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に 代えることができるものとすること。また、個別機能訓練加算を算定し ている場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。
- ③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を 目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心 身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。
- ④ 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録す

(削る)

# ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について

- ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ・理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、 個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員 等が利用者又はその家族(以下このホにおいて「利用者等」という。) に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を 説明していること。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。

- へ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用 者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が 可能であるようにすること。
- ト 生活機能向上連携加算(I)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定

るとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。

⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

(新設)

⑥ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者 ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能 であるようにすること。

することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を 提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。

# ② 生活機能向上連携加算(II)

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」と は、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行ってい る病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若 しくは介護医療院であること。

- ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について
  - ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
  - ・理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定短期入所生活介護事業所 を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等に ついて評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に 対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説 明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。
- <u>ハ</u> <u>①ハ、ニ及びへによること。なお、個別機能訓練加算を算定してい</u>る場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。
- (8) (略)
- (9) 個別機能訓練加算について

①~⑥ (略)

⑦ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で

(新設)

- (8) (略)
- (9) 個別機能訓練加算について

 $(1)\sim(6)$  (略)

⑦ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で

利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族<u>(以下この⑦において「利用者等」という。</u>に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて<u>利用者等</u>の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

⑧・⑨ (略)

(10)・(11) (略)

(12) 夜勤職員配置加算について

① (略)

② 指定介護老人福祉施設の併設事業所である場合又は特別養護老人ホームの空床において指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者数と本体施設である指定介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に、夜勤職員基準に従い必要となる夜勤職員の数を上回って配置した場合に、加算を行う。

③ (略)

④ 夜勤職員基準第1号ハの(1)(二及び(2)(二ただし書に規定する見守り機器(利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能

利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

⑧・⑨ (略)

(10)・(11) (略)

(12) 夜勤職員配置加算について

① (略)

- ② 指定介護老人福祉施設の併設事業所である場合又は特別養護老人ホームの空床において指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者数と本体施設である指定介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要となる夜勤職員の数を1以上(利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者の数の100分の15以上の数設置し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合は、10分の9以上)上回って配置した場合に、加算を行う。
- ③ (略)
- ④ 夜勤職員基準第1号ハの「見守り機器」は、利用者がベッドから離れ ようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該セ ンサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器

により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同 じ。)を使用する場合における基準については、以下のとおり取り扱う こととする。

- <u>イ</u> <u>必要となる夜勤職員の数が 0.9 を加えた数以上である場合において</u> は、次の要件を満たすこと。
  - a 利用者の10分の1以上の数の見守り機器を設置すること。
  - b 「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこと。「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- □ 必要となる夜勤職員の数が 0.6 を加えた数以上である場合(夜勤職 員基準第第一号ロの(1)(一)fの規定に該当する場合は 0.8 を加えた数以 上である場合)においては、次の要件を満たすこと。
- a 利用者が使用するすべての居室に見守り機器を設置すること。
- b インカム (マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。以下同じ。)等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器 の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器 を、全ての夜勤職員が使用し、利用者の状況を常時把握すること
- □ 「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」(以下「見守り機器等活用委員会」という。)は3月に1回以上行うこと。「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

また、見守り機器等活用委員会には、管理者だけでなく実際にを 動を行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等の役割の者が 参画するものとし、実際に夜勤を行う職員の意見を尊重するよう努 めることとする。

d 「利用者の安全及びケアの質の確保に関する事項」を実施すること。具体的には次の事項等の実施により利用者の安全及びケアの質

であり、利用者の見守りに資するものとする。また、「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこととする。

(新設)

- の確保を行うこととする。
- (1) 見守り機器等を使用する場合においても、一律に定時巡回等を とりやめることはせず、個々の利用者の状態に応じて、個別に定 時巡視を行うこと。
- (2) 見守り機器等から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を利用者の状態把握に活用すること。
- (3) 見守り機器等の使用に起因する事業所内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例(介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった事例をいう。)(以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。)の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。
- e 「夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する 事項を実施すること。具体的には、実際に夜勤を行う職員に対して アンケートやヒアリング等を行い、見守り機器等の導入後における 次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。
- (1) ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えていないかどうか
- (2) <u>夜勤時間帯において、負担が過度に増えている時間帯がないかどうか</u>
- (3) 休憩時間及び時間外勤務等の状況
- f 日々の業務の中で予め時間を定めて見守り機器等の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、 見守り機器等のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。
- g 見守り機器等の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、 その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行 うこと。

この場合の要件で夜勤職員配置加算を取得する場合においては、3月以上の試行期間を設けることとする。利用者の安全及びやケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から見守り機器等活用委員会を設置し、当該委員会において、見守り機器等の使用後の人員体制とその際の夜勤にあたる職員の負担のバランスに配慮しながら、見守り機器等の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、「テクノロジーの活用」に係る届出をすること。なお、試行期間中においては、通常の夜勤職員

配置加算の要件を満たすこととする。

届出にあたり、都道府県等が当該委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護事業所のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。

(13) • (14) (略)

(15) 利用者に対して送迎を行う場合

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と 認められる利用者に対して、指定短期入所生活介護事業所の従業者が当該 利用者の居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、 片道につき加算の対象となる。

(16)~(18) (略)

(19) 認知症専門ケア加算について

①•② (略)

③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成 18 年 3 月 31 日老計第 0331007 号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。

- ④ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個 人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情 報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システ ムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。

(13) · (14) (略) (新設)

(15)~(17) (略)

(18) 認知症専門ケア加算について

①・② (略)

③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知) 及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成 18 年 3 月 31 日老計第 0331007 号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。ただし、平成 31 年 3 月 31 日までの間にあっては、「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護実践リーダー研修の研修対象者(認知症介護実践者等養成事業実施要綱(平成 21 年 3 月 26 日老発第 0326003 号。以下「要綱」という。) 4(1)③イに掲げる者)に該当する者であって、かつ、平成 30 年 9 月 30 日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。

(新設)

④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。ただし、平成31年3月31日までの間にあっては、「認知症介護の

⑥ 併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について

併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとすること。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数(特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数)を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は⑤に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。

# (20) (略)

(21) サービス提供体制強化加算について

①・② (略)

- ③ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- ④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、 同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等 においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を 含めることができるものとする。
- ⑤・⑥ (略)
- (22) 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算について 介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員 指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者研修の研修対象者(要綱 4(5)③において都道府県等から推薦を受けた者又は介護保険施設・事業所等の長から推薦を受けた者)に該当する者であって、かつ、平成30年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。

⑤ 併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について

併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとすること。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数(特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数)を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は④に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。

# (19) (略)

(20) サービス提供体制強化加算について

①・② (略)

- ③ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、 平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。
- ④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、 同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等に おいてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含 めることができるものとする。
- ⑤・⑥ (略)
- (21) 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員

<u>処遇改善加算及び</u>介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並 びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

- 3 短期入所療養介護費
- (1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護
  - ① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く。)・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、認知症ケア加算については、6の(13)を、また、緊急時施設療養費については、6の(20)を準用すること。また、注14により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出並びに認知症ケア加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算について算定できない。

また、平成 27 年度よりリハビリテーション機能強化加算を本体報酬 に包括化したことを踏まえ、以下の事項についてあわせて留意すべきものであること。

イ~へ (略)

- ② 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)を算定する介護老人保健施設における短期入所療養介護について
  - イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(i)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式 例の提示について」)を参照すること。

- 3 短期入所療養介護費
- (1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護
  - ① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く。)・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、認知症ケア加算については、6の(10)を、また、緊急時施設療養費については、6の(6)を準用すること。また、注14により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出並びに認知症ケア加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算について算定できない。

また、平成 27 年度よりリハビリテーション機能強化加算を本体報酬 に包括化したことを踏まえ、以下の事項についてあわせて留意すべきものであること。

イ~へ (略)

② 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入 所療養介護費(i)<u>又は(ii</u>)を算定する介護老人保健施設における短期入所 療養介護について

# イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(i)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第 0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)(抄)

新

# 第1 届出手続の運用

1 届出の受理

(1)~(4) (略)

(5) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。) については、適正な支給限度額管理のため、利用者や介護予防支援事業者 に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場 合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始す るものとすること。

また、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護 については、届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する 月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定 を開始するものとすること。

ただし、<u>令和3年</u>4月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、介護予防訪問通所サービス、介護予防居宅療養管理指導に係るもの、介護予防福祉用具貸与及び介護予防支援に係るものについては、同年4月1日以前に、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものについては、同年4月1日までになされれば足りるものとする。

介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額報酬であること から、月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画上に位置づけられた単位数を算定することとし、日割り計算は行わない。

ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合については、日割り計算による。また、月途中で要支援度が変更となった場合についても、日割り計算により、それぞれの単位数を算定するものとする。なお、要支援2であった者が、介護予防訪問介護費(回を算定していた場合であって、月途中に、要支援1に変更となった場合については、認定日以降は介護予防訪問介護費(回を算定することとする。

- 第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項
- 1 通則

旧

#### 第1 届出手続の運用

1 届出の受理

(1)~(4) (略)

(5) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。) については、適正な支給限度額管理のため、利用者や介護予防支援事業者 に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場 合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始す るものとすること。

また、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護 については、届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する 月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定 を開始するものとすること。

ただし、平成 27 年 4 月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、介護予防訪問通所サービス、介護予防居宅療養管理指導に係るもの、介護予防福祉用具貸与及び介護予防支援に係るものについては、同年 4 月 1 日以前に、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものについては、同年 4 月 1 日までになされれば足りるものとする。

介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額報酬であることから、月途中からのサービス開始、 月途中でのサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画上 に位置づけられた単位数を算定することとし、日割り計算は行わない。

ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合については、日割り計算による。また、月途中で要支援度が変更となった場合についても、日割り計算により、それぞれの単位数を算定するものとする。なお、要支援2であった者が、介護予防訪問介護費(回を算定していた場合であって、月途中に、要支援1に変更となった場合については、認定日以降は介護予防訪問介護費(回を算定することとする。

- 第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項
  - 1 通則

# (1) 算定上における端数処理について

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)附則第12条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コード <u>を基本</u>として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

#### (2) サービス種類相互の算定関係について

介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活 介護費を受けている間については、その他の介護予防サービス費又は地域 密着型介護予防サービス費(介護予防居宅療養管理指導費を除く。)は算定 しないものであること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の 提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対 してその他の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用さ せることは差し支えないものであること。また、介護予防短期入所生活介 護又は介護予防短期入所療養介護を受けている間については、介護予防訪 問入浴介護費、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、 介護予防器知症対応型通所介護費及び介護予防・規模多機能型居宅介護 費は算定しないものであること。

なお、介護予防福祉用具貸与費については、介護予防短期入所生活介護 又は介護予防短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であ ること。

#### $(3)\sim(6)$ (略)

#### (5) 介護予防訪問サービスの行われる利用者の居宅について

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーションは、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条の2の定義上、要支援者の居宅において行われるものとされており、要支援者の居宅以外で行

# (1) 算定上における端数処理について

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コード として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

# (2) サービス種類相互の算定関係について

介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を受けている間については、その他の介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費(介護予防居宅療養管理指導費を除く。)は算定しないものであること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている間については、介護予防訪問力護費、介護予防訪問入浴介護費、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費並びに介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。

なお、介護予防福祉用具貸与費については、介護予防短期入所生活介護 又は介護予防短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であ ること。

#### (3) • (4) (略)

#### (5) 介護予防訪問サービスの行われる利用者の居宅について

介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問月護、介護予防訪問リハビリテーションは、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条の2の定義上、要支援者の居宅において行われるものとされており、要支

われるものは算定できない。

(6) (略)

(削る)

- (7) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおり とすること。
  - ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。
  - ② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている 常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置 又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健 康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条 第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制 度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の 規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ず 援者の居宅以外で行われるものは算定できない。

- (6) (略)
- (7) 栄養管理について

介護サービス事業者は、利用者に対し、各利用者の年齢、心身の状況に 応じた栄養状態の管理を適切に実施すること。特に、介護予防短期入所生 活介護及び介護予防短期入所療養介護においては、常勤の管理栄養士又は 栄養士が、各利用者の年齢等に応じて適切な栄養量及び内容の食事提供を 行う体制を整備し、各利用者の栄養状態にあった栄養管理を行うこと。 (新設) る措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

### (8) 文書の取扱いについて

① 電磁的記録について

指定事業者及びサービスの提供に当たる者(以下この(8)において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。

- イ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- ロ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
- a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備 えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイル により保存する方法
- b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- その他、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」という。)第 293条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、イ及び口に準じた方法によること。
- 三 また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ② 電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用 者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によること ができる。

<u>イ</u> 電磁的方法による交付は、指定介護予防サービス基準第 49 条の2 第2項から第6項までまでの規定に準じた方法によること。

- □ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意 の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q&A (令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考に すること。
- 三 その他、指定介護予防サービス基準第 293 条第 2 項において電磁的 方法によることができるとされているものに類するものは、イからハ までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的 方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- 本 また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ イダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイ ドライン」等を遵守すること。
- ③ その他
  - イ この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとすること。この場合において、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとすること。
  - □ 単位数の算定に当たって事業者に書類の提出を求める場合にあっては、事業者に過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとすること。
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- (1) (2) (略)
- (3) 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い 実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合に は算定できない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場 合には、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定できる。
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の建物等に

- 2 介護予防訪問入浴介護費
- (1)・(2) (略)
- (3) 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い 実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合に は算定できない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場 合には、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定できる。
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の建物等に

ただし、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。

なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。

(10) 選択的サービス複数実施加算の取扱いについて

当該加算は、選択的サービスのうち複数のサービスを組み合わせて実施することにより、要支援者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。

- ① 実施する選択的サービスごとに、(5)、(7)、(9)に掲げる各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
- ②・③ (略)

(11) (略)

(12) 科学的介護推進体制加算の取扱いについて

通所介護と同様であるので、老企第36号7の19を参照されたい。

(13) 介護職員処遇改善加算の取扱い

介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2000を参照のこと。

(14) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(11)を参照のこと。

(15) (略)

- 7 介護予防短期入所生活介護費
- (1)・(2) (略)
- (3) 併設事業所について
  - ① (略)
  - ② 併設事業所における所定単位数の算定(職員の配置数の算定)並びに 人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、 本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、

イ 指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下

ただし、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。

なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。

(9) 選択的サービス複数実施加算の取扱いについて

当該加算は、選択的サービスのうち複数のサービスを組み合わせて実施することにより、要支援者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。

- ① 実施する選択的サービスごとに、(5)、(6)、(8)に掲げる各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
- ② ③ (略)

(10) (略)

(新設)

(11) 介護職員処遇改善加算の取扱い

介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(8)を参照のこと。

- (12) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(9)を参照のこと。
- (13) (略)
- 7 介護予防短期入所生活介護費
- (1) (2) (略)
- (3) 併設事業所について
- ① (略)
- ② 併設事業所における所定単位数の算定(職員の配置数の算定)並びに 人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、 本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、
- イ 指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下

(3)、(8)及び(14)において同じ。)の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と介護予防短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。介護予防短期入所生活介護事業者が短期入所生活介護事業者の指定の区分を明確化して指定を受けている場合は、それぞれの施設の利用者数を合算して算定する。

併せて指定を受けている場合にあっては、介護予防短期入所生活介 護事業及び短期入所生活介護事業の利用者数を算定する。

例えば、前年度の平均入所者数 70 人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数 20 人の介護予防短期入所生活介護事業所 (短期入所生活介護事業を併せて指定されている場合。以下この②において同じ。)が併設されている場合は、併設型介護予防短期入所生活介護費(I) (3:1の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で 30 人であり、必要な夜勤を行う職員の数は四人であること。

なお、ユニット型同士が併設する場合は、指定介護老人福祉施設の ユニット数と介護予防短期入所生活介護事業所のユニット数を合算し た上で、夜勤職員の配置数を算定すること。例えば、三ユニットの指 定介護老人福祉施設に、1ユニットの介護予防短期入所生活介護事業 所が併設されている場合は、2のユニットごとに夜勤職員を1人以上 配置することが必要であることから、必要な夜勤職員数は2人である こと。

また、ユニット型とユニット型以外が併設されている場合は、利用者の処遇に支障がなく(災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる等)、夜勤職員1人あたりの指定介護老人福祉施設の入所者数と介護予防短期入所生活介護事業所の利用者数の合計が20人以下である場合には、指定介護老人福祉施設と介護予防短期入所生活介護事業所の夜勤職員の兼務が認められるものであること。例えば、3ユニットで入居者数29人のユニット型指定介護老人福祉施設に、利用者数3人の多床室の介護予防短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、必要な夜勤職員数は2人であること。

口 (略)

③ 併設事業所における看護職員配置については、指定介護老人福祉施設として必要な看護職員の数の算定根拠となる「入所者数」には、介護予

(3)、(8)及び(13)において同じ。)の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と介護予防短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。介護予防短期入所生活介護事業者が短期入所生活介護事業者の指定の区分を明確化して指定を受けている場合は、それぞれの施設の利用者数を合算して算定する。

併せて指定を受けている場合にあっては、介護予防短期入所生活介 護事業及び短期入所生活介護事業の利用者数を算定する。

例えば、前年度の平均入所者数 70 人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数 20 人の介護予防短期入所生活介護事業所 (短期入所生活介護事業を併せて指定されている場合。以下この②において同じ。)が併設されている場合は、併設型介護予防短期入所生活介護費(I) (3:1の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で 30 人であり、必要な夜勤を行う職員の数は四人であること。

なお、ユニット型同士が併設する場合は、指定介護老人福祉施設の ユニット数と介護予防短期入所生活介護事業所のユニット数を合算し た上で、夜勤職員の配置数を算定すること。例えば、三ユニットの指 定介護老人福祉施設に、1ユニットの介護予防短期入所生活介護事業 所が併設されている場合は、2のユニットごとに夜勤職員を1人以上 配置することが必要であることから、必要な夜勤職員数は2人である こと。

また、ユニット型とユニット型以外が併設されている場合は、利用者の処遇に支障がなく(災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる等)、夜勤職員1人あたりの指定介護老人福祉施設の入所者数と介護予防短期入所生活介護事業所の利用者数の合計が20人以下である場合には、指定介護老人福祉施設と介護予防短期入所生活介護事業所の夜勤職員の兼務が認められるものであること。例えば、3ユニットで入居者数29人のユニット型指定介護老人福祉施設に、利用者数3人の多床室の介護予防短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、必要な夜勤職員数は2人であること。

口 (略)

③ 併設事業所における看護職員配置については、指定介護老人福祉施設として必要な看護職員の数の算定根拠となる「入所者数」には、介護予

防短期入所生活介護(短期入所生活介護事業を併せて指定されている場合を含む。以下この項において同じ。)の利用者数は含めない。すなわち、必要な看護職員数の算定については、指定介護老人福祉施設と、併設する介護予防短期入所生活介護事業所のそれぞれについて、区別して行うものとする。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が50人、併設する介護予防短期入所生活介護の利用者が10人である場合、当該指定介護老人福祉施設に配置すべき看護職員の数は、入所者50人以下の場合の基準が適用され、常勤換算で2人以上となり、当該介護予防短期入所生活介護事業所については、看護職員の配置は義務ではない。

(4) • (5) (略)

- (6) 生活機能向上連携加算について
  - ① 生活機能向上連携加算(I)
  - イ 生活機能向上連携加算(I)は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下この(6)において同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(6)において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」と は、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行ってい る病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若 しくは介護医療院であること。

<u>ロ</u> 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定介護予防訪問リハビリ テーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又は 防短期入所生活介護(短期入所生活介護事業を併せて指定されている場合を含む。以下この項において同じ。)の利用者数は含めない。すなわち、必要な看護職員数の算定については、指定介護老人福祉施設と、併設する介護予防短期入所生活介護事業所のそれぞれについて、区別して行うものとする。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が50人、併設する介護予防短期入所生活介護の利用者が10人である場合、当該指定介護老人福祉施設に配置すべき看護職員の数は、入所者50人以下の場合の基準が適用され、常勤換算で2人以上となり、当該介護予防短期入所生活介護事業所については、看護職員の配置は義務ではない。なお、併設の指定介護予防短期入所生活介護事業所の定員が20人以上の場合には、介護予防短期入所生活介護事業所において看護職員を1名以上常勤で配置しなければならないことに留意する。

(4) • (5) (略)

- (6) 生活機能向上連携加算について (新設)
  - ① 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(6)において「理学療法士等」という。)が、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、 診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病 院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは 介護医療院であること。

リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、 当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、 排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等) に関する状況について、指定介護予防訪問リハビリテーション事業 所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してIC Tを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定介護 予防短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。 なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、 理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について 適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等 で事前に方法等を調整するものとする。

- 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を介護予防短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。
- 三 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上 を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者 の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。 (削る)

(削る)

- ② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施 方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又は その家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏ま え策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的 な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とするこ と。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を介護予防短期入所生活介 護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作 成に代えることができるものとすること。また、個別機能訓練加算を算 定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。
- ③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を 目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心 身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。
- ④ 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。
- ⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、

- ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について
  - ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
  - ・理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、 個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員 等が利用者又はその家族(以下このホにおいて「利用者等」という。) に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を 説明していること。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。

- へ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用 者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が 可能であるようにすること。
- ト 生活機能向上連携加算(I)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。
- ② 生活機能向上連携加算(I)
  - ✓ 生活機能向上連携加算(II)は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテ

歩行、着衣、入浴、排せつ等)及び I ADL (調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

(新設)

⑥ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者 ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能 であるようにすること。

(新設)

一ションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」と は、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行ってい る病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若 しくは介護医療院であること。

- ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について
  - ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いに ついて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理 学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又 はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改 善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応 を行うこと。
  - ・理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗 状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等 を行うこと。
- ①ハ、二及びへによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。
- (7)・(8) (略)
- (9) 個別機能訓練加算について

 $(1)\sim(6)$  (略)

⑦ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族(以下この⑦において「利用者等」という。)に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)

(7) • (8) (略)

(9) 個別機能訓練加算について

①~⑥ (略)

⑦ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに訓

や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて<u>利用者等</u>の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

⑧・⑨ (略)

(10)・(11) (略)

(12) 利用者に対して送迎を行う場合

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と 認められる利用者に対して、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業 者が当該利用者の居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の 送迎を行う場合は、片道につき加算の対象となる。

(13) (略)

(14) 認知症専門ケア加算について

①・② (略)

③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。

④ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、

練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、 当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応 じて<u>利用者又は家族</u>の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIAD Lの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応 を行うこと。

⑧・⑨ (略)

(10)・(11) (略)

(新設)

(12) (略)

(13) 認知症専門ケア加算について

①・② (略)

③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。ただし、平成31年3月31日までの間にあっては、「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護実践リーダー研修の研修対象者(認知症介護実践者等養成事業実施要綱(平成21年3月26日老発第0326003号。以下「要綱」という。)4(1)③イに掲げる者)に該当する者であって、かつ、平成30年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。

テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。

⑥ 併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について

併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定介護予防短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとすること。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数(特別養護老人ホームの空床を利用して指定介護予防短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定介護予防短期入所生活介護の対象者の数)を合算した数が 20 人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は⑤に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。

- (15) サービス提供体制強化加算について
  - ① <u>2(9)④から⑧まで</u>を参照のこと。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間について行っても差し支えない。
  - ② (略)
- (16) 介護職員処遇改善加算の取扱い 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(10)を参照のこと。

- ④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。ただし、平成31年3月31日までの間にあっては、「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者研修の研修対象者(要綱4(5)③において都道府県等から推薦を受けた者又は介護保険施設・事業所等の長から推薦を受けた者)に該当する者であって、かつ、平成30年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。
- ⑤ 併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について 併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及 び特別養護老人ホームの空床を利用して指定介護予防短期入所生活介 護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護 老人福祉施設と一体的に行うものとすること。具体的には、本体施設の 対象者の数と併設事業所の対象者の数(特別養護老人ホームの空床を利 用して指定介護予防短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定 介護予防短期入所生活介護の対象者の数)を合算した数が20人未満で ある場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合 にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増 すごとに1を加えて得た数以上の③又は④に規定する研修を修了した 者を配置している場合に算定可能となる。
- (14) サービス提供体制強化加算について
  - ① <u>3(7)</u>④から⑥まで並びに4(18)②及び③を参照のこと。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間について行っても差し支えない。
  - ② (略)
- (15) 介護職員処遇改善加算の取扱い 2(8)を参照のこと。

- (17) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(11)を参照のこと。
- 8 介護予防短期入所療養介護費
- (1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
  - ① 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定するための基 進について

この場合の介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く。)・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、緊急時施設療養費については、40号通知の6の②を準用すること。また、注10により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、介護予防短期入所療養介護については行う必要がないこと。

また、平成 27 年度よりリハビリテーション機能強化加算を本体報酬 に包括化したことを踏まえ、以下の事項についてもあわせて留意すべき ものであること。

イ~へ (略)

② 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I) 若しくは(ii) 又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V) 若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V) を算定する介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について

イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V) 若しくは(ii) 又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V) のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V) のユニット型介護老人保健施

- (16) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(9)を参照のこと。
- 8 介護予防短期入所療養介護費
- (1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
  - ① 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く。)・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、緊急時施設療養費については、40号通知の6の億を準用すること。また、注10により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、介護予防短期入所療養介護については行う必要がないこと。

また、平成 27 年度よりリハビリテーション機能強化加算を本体報酬 に包括化したことを踏まえ、以下の事項についてもあわせて留意すべき ものであること。

イ~へ (略)

② 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(V)<u>又は(ii</u>)を算定する介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について

#### イ 所定単位数の算定区分について

当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II) 不は(ii) 又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II) のユニット型介護老人保健施設健施設介護予防短期入所療養介護費(II) のユニット型介護老人保健施設

# 8 短期入所生活介護費

	差才	<b>*</b> 節分	夜動を行う職 員の動称条件基準を満た さない場合	注 利用者の数 及び入所者 の数の合計 数が入所定 員を超える場	介護・看護職 員の員数が 基準に満たない場合	注 常動のユニット 一ダーをユニット年配 置していない 等ユニットケアにおける体 ある場合 ある場合	注 共生型短期 共生型短期 設を行う場合	生活相談員配置等加算	車活締約由 上連横加賀 (I)	生活機能由上連携加算	注 専従の機能 訓練指導員 を配置してい る場合	注 個別機能訓 練加算	看護体制 加算(I)	看護体制加算(目)	推 看護体制加 算(面)	看護体制加 算(W)	注 医療連携 強化加算	夜動職員 配置加算 (I)-(II)	を 交動職員 配置加算 (II)・(IV)	注 認知症行 數·心理症 狀聚急対応 加算	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 利用者に対 して透迎を 行う場合	注 緊急短期入 所受入加算	注 長期利用 者に対入の所 生活が 生活が を提供 を場合
	(1) 單独型短期 入所生活介接費	(一) 華納密班和所 生活方傳集(1) (代表是重要) (2) 華約 (代表是重要) (2) 華約 第四個 (2) 第四個 (2) 華的 第四個 (2) 第四個 (2) 第四 (二) 華納密班和所 生态方傳集(1) 第四個 (2) 第四 生态方傳集(2) 第四個 (2) 第四 東面和 (2) 第四 東面					<u>I</u>																	
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(2) 保設电缆期 入所生活介護費	第四番   2016 年以					指定短期入 所事業所が 行う場合 ×92/100	1日につき +13単位		1月につき +200単位					1日につき 利用定員29	1日につき 利用定員29			1日につき +15単位				1日につき +90単位	
ロュニ小型短期	(1) 単独をユニット を短期入所生活 介限費	第四番   201 年1   20	×97/100	×70/100	×70/100				1月につき -100単位 (3月に1日を 田産)	※ただし、個別機能別線 別類を募集之している場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	人以下 +12單位 利用定員30 人以上50人 以第 +6單位	人以下	1日につき +58単位			1日につき +200単位 (7日間を服 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	+90単位 (7日(地址 を選ない事 増かるを課 会は14日) を限度)	1日につき30単位
は、上一小型が成り 人所生の意 (1日につき)	(2) 保設をユニット を提案入所生活 介限費	日本日本   日本   日本日本   日本日本   日本日本   日本日本   日本日本   日本   日本日本   日本日本   日本日本   日本日本   日本日本   日本日本   日本日本   日本				×97/100												1日につき +18単位	1日につき +20単位					
ハ療養食加算	(1) 看提体制加算(I)	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度)) 又は(回)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)	]			J.					J.		· L		<u> </u>		,			ı——				

ハ 療養食加算	
	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
	<ol> <li>看接体制加算(I)又は(II)を算定している場合</li> </ol>
	(1日につき 421単位を加算)
	<ul><li>(2) 看機体制加算(II)又は(IV)を算定している場合</li></ul>
二在中中軍隊者	(1日につき 417単位を加算)
受入加算	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合
	(1日につき 413単位を加算)
	(4) 看護体制加算を算定していない場合
	(1日につき 425単位を加算)
	(1) 認知症専門ケア加算(I)
ホ 認知症専門ケア 加算	(1日につき 3単位を加算)
(0.196	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
	(1日につき 4単位を加算)
	(1) サービス提供体制強化加賀(1)
	<u>(1日につき 22単位を加賀)</u>
へ サービス提供	(2) サービス提供体制強化加算( <u>目)</u>
体制強化加算	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(日)
<u></u>	(1日につき 6単位を加算)
	(1) 介護職員が通改善加算(I) 注
	(1月につき +所定単位×83/1000) 研定単位は、イからへまでにより算定した単位数の 会計
	<ul><li>(2) 介膜職員処遇改善加算(Ⅱ)</li></ul>
	(1月につき +所定単位×60/1000)
ト 介護職員処遇	(3) 介護職員処遇改善加算(目)
改善加算	(1月につき +所定単位×33/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(N)
	(1月につき +(3)の90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(V)
	(1月につき +(3)の80/100)
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 注
チ 介護職員等特定	(1月につき +所定単位×27/1000) 研定単位は、イからへまでにより算定した単位数の 会計
处遇改善加算	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)
	(1月につき +所定単位×23/1000)
	*

: 「デービス提供体制強化加度」、「介援職員処理法を加度」及び介援職員等特定処理改善が算点、支給股度額管理の対象 ・ 介護職品の表示加度(が)及び介援職品の表示を指定していていている。 ・ の対象目の30日本の対策・対策が表示を指定していていていている。 ・ の対象目の30日本の対策・対策が表示を指定していていていている。

# 6 介護予防短期入所生活介護費

					注		注	注	注		注	洼	注	注	注	注
		基本部分		夜勤を行う職 員の勤務条 件基準を満た さない場合	利用者の数 及び入所者 の数の合計 数が入所定 員を超える場	介護・看護職 員の員数が 基準に満たな 以場合	注 常動のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等ユ ニットケアにおける体制が未整 備である場合	注 共生型介護予 防短期入所生 活介護を行う場 合	生活相談員配置等加算	生活機能向上達携加算(工)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	注 認知症行動 心理症状緊 急対応加算	左 若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合
イ 介護予防 短期入所生活 介護曹	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費(I) (使來型刨室) (二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費(I) (多床室) (一) 併設型介護予防短期入所	要支援1 (474 単位) 要支援2 (589 単位) 要支援1 (474 単位) 要支援2 (589 単位) 要支援2 (589 単位) 要支援1 (446 単位)			×70/100									1日につき +120単位	
(i目につき)	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活 介護費	生活介護數(1) (從來型個型) (二) 併設型介護予防短期入所 生活介護數(1) (多床型) (一) 華驗型工二小型介護予防 短期入所生活介護數	要支援2 ( <u>555</u> 単位) 要支援1 ( <u>446</u> 単位) 要支援2 ( <u>555</u> 単位) 要支援1 ( <u>555</u> 単位)	×97/100	×70/100		×97/100	指定短期入 所事業所が 行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき ±100単位 (3月に1回を 回度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練 加算を算場合 は、1月につき +100単 位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)		片道につき +184単位
ロ ユニット型 介護予防 短期及所生活 介護費	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	短期入所生活が接費	要支援2 ( 674 単位) 要支援1 ( 555 単位) 要支援2 ( 674 単位) 要支援2 ( 674 単位) 要支援1 ( 523 単位)													十104年世
(1日につき)	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 新級型エーが全 介護予防短端人所生活介護費 (ユニット型個室) (二) 経過的併設型ユニット型 介護予防短端人所生活介護費 (ユニット型個室的多床室)	要支援2 (649 単位) 要支援1 (523 単位) 要支援2 (649 単位)													
ハ 療養食加算		(1回につき 8単位を加	n算(1日に3回を限度))													
二 認知症専門	ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1E (2) 認知症専門ケア加算(I)	日につき 3単位を加算)													
ホーザービス提名	共体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算( (1日) (3) サービス提供体制強化加算(	<u>につき 22単位を加算)</u> <u>II)</u> につき 18単位を加算)													
へ 介護職員処	遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加厚(1) (1月につき + 所定単位×83/1000) (2) 介護職員拠過改善加算(1) (1月につき + 所定単位×60/1000) (3) 介護職員処退改善加算(11) (1月につき + 所定単位×33/1000)		合計	からホまでにより算	定した単位数の										
		(5) 介護職員処遇改善加算(V)	き +(3)の90/100) き +(3)の80/100)	il												
ト 介護職員等物	特定処遇改善加算	(1月につき +所 (2) 介護職員等特定処遇改善加	f定単位×27/1000)	合計	からホまでにより算	定した単位数の										

<sup>:「</sup>サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

<sup>※</sup> 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及び口について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

# 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

	i	i	i	i	i	i	i	i	i
+ **	l i	l i		ı	J	l l			
				1	l				
				!					
				!	!				

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他		LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他		
			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員		
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	1 なし 2 あり		
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	 	
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり		
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり		
			看護体制加算Ⅰ又はⅢ	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ		
			看護体制加算Ⅱ又はⅣ	1 なし 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅳ		
			医療連携強化加算	1 なし 2 あり		
	1 単独型 2 併設型・空床型		夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
21 短期入所生活介護	2 併設型・空床型   3 単独型ユニット型   4 併設型・空床型ユニット型		テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	1 なし 2 あり		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
			療養食加算	1 なし 2 あり		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算 (単独型)	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
			サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
			併設本体施設における介護職員等特 定処遇改善加算 I の届出状況	1 なし 2 あり		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		

# 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

				1			
				,		ı	
+ 114 77				,	•	ı	,
事業所番号			1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
			I	I	I	I	I

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他	該 当 す る 体 制 等	LIFEへの登録 割引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他	
			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	1 なし 2 あり	
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ	
			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
24 介護予防短期入所生活介護	1 単独型		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
24 介護予防短期入所生活介護	2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
	4 併設型・空床型ユニット型		療養食加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算 (単独型)	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ	
			サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ	
			併設本体施設における介護職員等特 定処遇改善加算 I の届出状況	1 なし 2 あり	
				1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	